

## 令和6年（10月採用） 長野市地域おこし協力隊員募集要領

### 1 目的

人口減少や高齢化等の進行が著しい本市の中山間地域の活性化、及び後継者不足や耕作放棄地が課題となっている本市の農業振興において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を促進することにより、地域の活力の維持、強化を図ることを目的とします。

### 2 募集人員 9名

松代地区、若穂地区、川中島地区、長沼地区、芋井地区、戸隠地区、大岡地区、信州新町地区、中条地区 各1名

### 3 応募条件

- (1) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、令和6年10月1日までに長野市内の各地区に住民票を異動し、協力隊の任期終了後も地区に定住する意思があること  
※ 地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」関連ページをご確認ください。
- (2) 令和6年10月1日現在おおむね50歳未満であること
- (3) 普通自動車免許を取得していること
- (4) パソコンを実務で使いこなせること（Word、Excel、インターネット、SNS等）
- (5) 中山間地域の活性化に意欲があり、地域の行事や活動に積極的に参加できること
- (6) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できること
- (7) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者であること
- (8) 令和6年3月に長野市が主催する「おためし地域おこし協力隊」に参加すること

### 4 募集地区：勤務地

- (1) 松代地区：長野市松代支所
- (2) 若穂地区：長野市若穂支所
- (3) 川中島地区：長野市川中島支所
- (4) 長沼地区：長野市長沼支所
- (5) 芋井地区：長野市芋井支所
- (6) 戸隠地区：長野市戸隠支所
- (7) 大岡地区：長野市大岡支所
- (8) 信州新町地区：長野市信州新町支所
- (9) 中条地区：長野市中条支所

### 5 勤務時間

1日7時間 8：30～16：30 （休憩時間1時間含む）

※ 勤務により7時間を超えない範囲で調整可能

## 6 報酬

月額平均 180,222円（社会保険・雇用保険に加入します）

※ ここから社会保険料や雇用保険料が引かれるため、手取りは13万円程度となります。

※ その他賞与等を支給します。通年で勤務すると、年収240万円程度になります。

## 7 活動内容（ミッション）

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 松 代 地 区   | <p>◇松代名産の“アンズ”生産や販路拡大などに関する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンズの栽培技術の習得と生産、販売</li> <li>・ あんずまつり等のPRやアンズに関する宣伝活動等</li> <li>・ 販路拡大に向けた戦略検討やブランド化の推進 など</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
| 若 穂 地 区   | <p>◇若穂で農業をやりませんか</p> <p>◇普平高原の麓、歴史的町並み農地、自然豊かな若穂で、地域のために、自身の未来のために活動してみませんか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業の担い手として、地域農業と農地の受け皿となる</li> <li>・ 地域特産果樹（りんご、桃、プルーン等）を二次加工した新商品の開発</li> <li>・ 地域特産果樹の情報発信と普及啓発活動</li> <li>・ 若穂地区でのイベント等の企画・運営のサポート</li> <li>・ 耕作放棄地や空き家等の利活用研究、休耕農地解消策の提案</li> <li>・ 中山間地域である保科地区の地域資源の発見・情報の発信</li> </ul>                              |
| 川 中 島 地 区 | <p>◇川中島白桃発祥の地「川中島」で桃農家になりませんか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 桃の栽培技術習得</li> <li>・ 川中島白桃などの特産果樹ブランド拡大のための広報、宣伝、販路拡大</li> <li>・ 遊休農地を活用した効果的、効率的な農作物栽培</li> <li>・ 新規就農者拡大計画立案</li> <li>・ 地区活動に係る支援</li> </ul>                                                                                                                                                           |
| 長 沼 地 区   | <p>◇長沼地区の特産である「りんご」の栽培及び経営ノウハウの習得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ りんごの販路開拓や拡大、特産品の開発及び販売</li> <li>・ ホームページやSNSを活用したPR活動</li> </ul> <p>◇遊休農地の維持活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興に関わる長沼ワークライフ組合や河川敷の荒廃農地に花を育てる活動を行うひまわりプロジェクト等との連携及び諸事業の企画・運営</li> </ul>                                                                                               |
| 芋 井 地 区   | <p>※AまたはBのミッションを選択して活動していただきます</p> <p><b>A 新たな観光コンテンツの開発と新たなイベントなどの企画運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飯綱高原の観光施設を活用した観光コンテンツの開発、イベントの企画運営</li> <li>・ 農産物の6次化事業、体験型農園や民泊事業</li> </ul> <p><b>B ICTを活用した起業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTの活用啓発、パソコン・スマートフォン講習</li> <li>・ ICTを活用した農業や特産物等の販売</li> <li>・ 空き家・休耕地情報の発信と活用希望者とのマッチング事業</li> </ul> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸 隠 地 区 | <p>◇戸隠産大豆を使った加工品づくりにチャレンジ！</p> <p>地元の方と一緒に、地元農産物を使った特産品づくりに取り組む隊員を募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大豆の栽培技術の習得</li> <li>・ 豆腐や味噌などの製造・販売</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 大 岡 地 区 | <p>◇農水省の地域維持補助事業実施に伴い立ち上げる新しい組織の運営補助活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢の為、耕作が出来ない田んぼの米作り</li> <li>・ 大岡の名産品を生み出すためのブランディングやプランニング活動</li> <li>・ 農産物直売所と交流センターの設立に関するお手伝い</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 信州新町地区  | <p>◇自然豊かな犀川と沿川の地域資源をつなぐ犀川リバーツーリズムの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パドルスポーツ（カヤック・SUP・ラフティング）等のリバーツーリズムを安全で楽しいものにするため、川の安全管理者として技術取得及び案内等の習熟を目指す。</li> <li>・ 犀川舟下り屋形船を操舵するための技術（接遇、知識、免許等含む）を習得し、継続的な運航を目指す。</li> <li>・ リバーツーリズムのPR活動、イベント企画・運営</li> <li>・ リバーツーリズムを通じて、美しい川なみ、町なみ、山なみの形成と保全、新たな観光、物産の魅力の創出、眠っている地域資源の発掘</li> </ul> |
| 中 条 地 区 | <p>※AまたはBのミッションを選択して活動していただきます</p> <p><u>A 移住定住の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住交流センターの活用による移住定住の促進</li> <li>・ 空き家物件の登録と移住促進</li> <li>・ 若者世代が生き活きと暮らす地域づくり</li> </ul> <p><u>B ブドウ栽培と遊休農地の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブドウの栽培とブランド化の推進</li> <li>・ 傾斜地農業の再生</li> </ul>                                |

## 8 雇用形態及び期間

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に定める会計年度任用職員として、長野市長が委嘱します。
- (2) 初年度の委嘱期間は令和6年10月1日から令和7年9月30日までです。次年度からは年度毎に委嘱し、最長3年間（令和9年9月30日まで）とします。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことがあります。

## 9 服務

協力隊員は、常に誠意をもって任務に当たり、個人情報保護に関する法律を順守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。協力隊員は、地域おこしの施策等の知識を深めるために自己研鑽に努めなければなりません。

## 10 待遇及び福利厚生

- (1) 隊員の住居に関する費用（家賃）は、予算の範囲内で市が負担します。
- (2) 活動に使用する車両、その他活動に必要と認められるものについては市が貸与します。

- (3) 活動に要する経費については、予算の範囲内で市が負担します。
- (4) 引越しに必要な経費については、隊員の負担とします。
- (5) 住居に係る生活用品や光熱水費等については、隊員の負担とします。
- (6) 有給休暇は、年次休暇（年20日・初年度は10日）、特別休暇等があります。
- (7) 勤務時間外の副業は可能です。ただし、職員課に届け出たうえで、地域おこし協力隊の業務に影響がない場合に限りです。

## 11 応募手続

### (1) 応募受付期限

**令和6年4月12日（金）必着**（郵送で受け付けます）

### (2) 提出書類

応募用紙（様式1）、住民票（発行から3ヶ月以内のもの、コピー不可）

※ 応募用紙（様式1）は長野市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/chiiki/>

※ ご提出いただいた書類は個人情報の保護に関する法律により厳重に管理し、取得した個人情報は長野市地域おこし協力隊の採用以外に使用することはありません。

### (3) 提出書類送付先

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市 地域・市民生活部 地域活動支援課 担当：宮本・松本・飯沼

電話026-224-5033 FAX 026-224-8596

E-mail：chiiki@city.nagano.lg.jp

## 12 選考（面接）

4月下旬～5月上旬に長野市内で面接を行い、5月下旬に選考結果を文書で通知します。

なお、面接に伴う交通費等は応募者の負担とします。